

広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（北部建設事務所管内）規約
新旧対照表

現 行	改正案
<p>第 1 条～第 4 条 （略）</p> <p>（協議会の実施事項）</p> <p>第 5 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現状の水害リスク情報及び各構成員が実施している現状の減災に係る取組状況等の共有 2 県管理河川の流域ごとに、水位情報に加え、避難<u>勧告</u>等の発令に資する情報提供 3 その他、広島県管理河川の氾濫に関する減災対策において必要な事項 <p>第 6 条～第 12 条（略）</p> <p>附 則</p> <p>本規約は、平成 29 年 2 年 2 日から施行する。</p> <p>平成 30 年 2 月 1 日 一部改正</p> <p>令和元年 6 月 3 日 一部改正</p> <p>令和 2 年 3 月 3 日 一部改正</p> <p>令和 2 年 6 月 25 日 一部改正</p> <hr style="border: 1px solid red;"/> <p>別表 1～3 （略）</p>	<p>第 1 条～第 4 条 （略）</p> <p>（協議会の実施事項）</p> <p>第 5 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現状の水害リスク情報及び各構成員が実施している現状の減災に係る取組状況等の共有 2 県管理河川の流域ごとに、水位情報に加え、避難<u>情報</u>等の発令に資する情報提供 3 その他、広島県管理河川の氾濫に関する減災対策において必要な事項 <p>第 6 条～第 12 条（略）</p> <p>附 則</p> <p>本規約は、平成 29 年 2 年 2 日から施行する。</p> <p>平成 30 年 2 月 1 日 一部改正</p> <p>令和元年 6 月 3 日 一部改正</p> <p>令和 2 年 3 月 3 日 一部改正</p> <p>令和 2 年 6 月 25 日 一部改正</p> <p><u>令和 年 月 日 一部改正</u></p> <p>別表 1～3 （略）</p>